

インド税務およびビジネス法アップデート
(2021年度第4四半期)

(2022年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Deloitte Haskins & Sells LLP に作成委託し、2021年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

Sr. No.	概要	ページ数
1	直接税	P.1～4
2	間接税	P.5～6
3	外国貿易政策 2015-20	P.7～8

直接税

1	AY2021-22 の所得税申告書 および各種監査報告書の提出 期限の延長について	<p>直接税中央委員会(CBDT)は、1961年インド所得税法の規定による COVID や各種監査報告書の電子提出のために納税者やその他の関係者から報告された困難を考慮し、同法第 119 条の権限を行使して、以下の準拠に関して緩和を提供した。</p> <p>1. 2020-21 年度の法規定による監査報告書の提出期限は、2021 年 9 月 30 日になっていたが 2021 年 5 月 20 日付 Circular No.9/2021 および 2021 年 9 月 9 日付 Circular No.17/2021 により、2021 年 10 月 31 日および 2022 年 1 月 15 日まで延長され、さらに 2022 年 2 月 15 日に延長された。</p> <p>2. 所得税法第 139 条第 1 項の解説 2 の(aa)項に該当する対象者について、2021 年 10 月 31 日であった前事業年度 2020-21 年度のいずれかの規定に基づく監査報告書の提出期限を、2022 年 2 月 15 日まで延長。</p> <p>3. 2021 年 5 月 20 日付 Circular No.9/2021 および 2021 年 9 月 9 日付 Circular No.17/2021 によりそれぞれ 2021 年 11 月 30 日および 2022 年 1 月 31 日に延長された前年度 2020-21 年の法第 92E 条に基づく国際取引または特定国内取引を行う者の会計士からの報告書の提出期限を更に 2022 年 2 月 15 日に延長した。</p> <p>5. AY2021-22 の所得申告書の提出期限は、法第 139 条 (1) に基づき 2021 年 11 月 30 日であったが、2021 年 5 月 20 日付 Circular No.9/2021 および 2021 年 9 月 9 日付 Circular No.17/2021 によりそれぞれ 2021 年 12 月 31 日および 2022 年 2 月 28 日まで延長されたが、さらに 2022 年 3 月 15 日まで延長された。</p>	<p>https://incometaxindia.gov.in/Communication/Circular/Circular-No-1-2022.pdf</p> <p>Circular dated 11 January 2022</p>
---	---	--	--

2	CBDT が 2022 年 e-Advance Rulings Scheme を通達	<p>中央政府は、権限の行使として、" E-advance rulings Scheme, 2022 "を作成。</p> <p>新しい e-advance rulings スキームは、納税者が電子メールで advance rulings を申請することを可能にする。また、この問題の個人審理はビデオ会議モードで行われる予定である。</p> <p>すべての手続きが電子モードで行われるため、e-advance rulings スキームは、インド国外に居住する申請者に有利に働く可能性が高いものとなることが予想される。</p> <p>本通知には、適用可能性、制度の適用方法、申請書受領後の対応など、さまざまな点が記載されている。</p>	<p>https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification-7-2022-new.pdf</p> <p>Notification dated 18 January 2022</p>
3	2022 年国家予算の資料 2022 年財政法案 2022 年財政法案への念書 2022 年国家予算スピーチ	<p>2022 年国家予算のハイライトは右記のとおりである。</p>	<p>https://incometaxindia.gov.in/Budgets%20and%20Bills/2022/Budget_Speech.pdf</p> <p>Dated 1 February 2022</p>
4	インドと特定の国との租税条約における最恵国待遇条項に関する明確化について	<p>CBDT は、インドの特定国との租税条約の最恵国待遇条項に関する Circular No.3/2022 を発行し、以下を明確にした。</p> <p>(i) 条約相手国の一方的な法令は、最恵国待遇条項の適用可能性についての共通理解を示すものではない。</p> <p>(ii) 第三国は、インドとの租税条約締結日において OECD に加盟している必要がある。</p> <p>(iii) 第三国が OECD 加盟国となった日ではなく、第三国との租税条約発効日から適用される優遇税率や制限された範囲。</p>	<p>https://incometaxindia.gov.in/Communication/Circular/Circular-3-2022.pdf</p> <p>Order dated 3 February 2022</p>

		<p>(iv) Azadi Bachao Andolan の最高裁判所判決によると、90 条に基づく通達が必要であり、インドはスロベニア、リトアニア、コロンビアとの租税条約からフランス、オランダ、スイスとの租税条約に有益な規定を取り込むための通達を出していないとしている。</p> <p>(v) 最恵国待遇条項を適用しての優遇税率の輸入は、選択的に行うことはできず、Circular で指定された条件を満たした場合にのみ、低率または源泉徴収の範囲制限の恩恵を受けることができるようになる。</p>	
5	CBDT は、技術的な理由や PAN が入手できないなどの理由でペンデンスーが生じないケースを Faceless Penalty Scheme の対象から除外している	CBDT は 2021 年 Faceless Penalty Scheme の Para 3 に基づく権限を行使し、このスキームの範囲から「技術的な理由により ITBA でペンデンスー(保留)を作成できないケースや PAN がないケースのペナルティー手続き」を除外する。この命令は、2021 年 1 月 20 日および 2021 年 2 月 26 日に出された以前の命令を修正し、CBDT は、これらの二つの命令が、所定の除外を除き、第 XXI 章の下で課せられる罰則に適用されることを明確にしている。	https://www.incometaxindia.gov.in/Lists/Latest%20News/Attachments/507/Order-up-3-Faceless-Penalty-Scheme-2021.pdf Order dated 10 March 2022
6	AY2020-21 のフォーム 10-IC の提出における 1961 年所得税法第 119 条(2)(b)に基づく遅滞の容認について	CBDT は、国内企業が 22%の優遇税率を申請するために、115BAA 条と 21AE 規則に従って必要とされる Form No.10-IC の提出遅れを容認する。CBDT は、優遇税制の行使に伴う納税者の真の困難に対応し、申告期限前に Form No.10-IC を提出しない場合の提出遅れを容認する。	https://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular-no-6-2022.pdf Order dated 17 March 2022
7	2022 年 3 月 25 日、Lok Sabha は 2022 年財政法案を修正し可決した	Lok Sabha 通過の 2022 年財政法案（修正案付）について右記参照。	https://incometaxindia.gov.in/Budgets%20and%20Bills/2022/Finance_Bill.pdf Order dated 25 March 2022

8	2022 年 e-Assessment of Income Escaping Assessment Scheme	<p>CBDT は、1961 年所得税法（43 of 1961）第 151A 条第 1 項および第 2 項により与えられた権限を行使し中央政府はここに以下のスキームを作成： 2022 年 e-Assessment of Income Escaping Assessment Scheme</p> <p>本スキームの目的 (a) 法第 147 条に基づくアセスメント、再アセスメントまたは再計算 (b) 法第 148 条に基づく通知の発出</p> <p>に関して、通知発行のために法第 148 条で言及される理事会が策定したリスク管理戦略に従って、自動配分を行い、納税者の総所得または損失のアセスメントまたは再アセスメントを行うことに関して法第 144 条 B で規定される範囲で、フェイスレス方式で行うものとする。</p>	<p>https://incometaxindia.gov.in/Communication/Notification/Notification-18-2022.pdf</p> <p>Order dated 29 March 2022</p>
9	2022 年 Faceless Inquiry or Valuation Scheme	<p>CBDT が 2022 年 Faceless Inquiry or Valuation Scheme を通達。本スキームの対象は</p> <p>(i) 第 142 条第 1 項に基づく通知の発出 (ii) 第 142 条第 2 項に基づくアセスメント前の調査 (iii) 142 条(2A)に基づく会計監査を受けるようアセスメント対象者に指示し (iv) 本スキームは、Section 144B に規定された範囲内で、自動配分により、前述の行為をフェイスレス方式で行うことを規定している。</p>	<p>https://incometaxindia.gov.in/Communication/Notification/Notification-19-2022.pdf</p> <p>Order dated 30 March 2022</p>
10	2022 年財政法	<p>2022 年財政法案（Finance Bill, 2022）が総裁による同意を得た（右記参照）。</p>	<p>https://www.incometaxindia.gov.in/budgets%20and%20bills/2022/finance_bill.pdf</p> <p>Order dated 30 March 2022</p>

間接税：GST（物品・サービス税）			
1	特定の納税者に対する B2B インボイスの電子請求書発行メカニズムの拡大	B2B 供給における GST E-Invoice の発行要件が、2022 年 4 月 1 日から売上高が 20 億インドルピーを超える納税者に拡大された。	Notification No. 1/2022 – Central Tax
2	GST Intelligence 総局が発行する Show Cause Notice を裁決する Common Adjudicating Authority の任命	右記参照。	Notification No. 02/2022 - Central Tax
3	GST レート変更	特定の物品に関する GST 税率の変更	Notification No. 01/2022 - Central Tax (Rate)

間接税：関税			
1	輸出志向型ユニットが輸入する際の IGST と補償目的税（Compensation Cess）の免除延長	輸出志向型企业に対する輸入時の IGST と補償目的税免除を 2022 年 6 月 30 日まで延長。	Notification No. 18/2022 – Customs
2	事前認可/EPCG 認可を受けた輸入品に対する IGST と補償費用（Compensation Cess）の免除の拡大	事前認可/EPCG 認可を受けた輸入品の IGST と補償費用免除を 3 カ月延長、すなわち 2022 年 6 月 30 日となる。	Notification No. 19/2022 – Customs
3	アンチダンピング関税(ADD)の賦課	<ul style="list-style-type: none"> 中国を原産地または輸出国とする「トレーラー用車軸」について ADD 追加措置 中国産の吸水率 3%未満の研磨仕上げまたは未研磨仕上げのもので、釉薬のかかった素焼きの磁器、ガラス化したタイルに 5 年間の ADD 追加措置 	Notification No. 4/2022-Customs (ADD) Notification No. 9/2022-Customs (ADD)

4	アンチダンピング関税の徴収延長	<ul style="list-style-type: none"> 中国を原産地または輸出国とする「厚さ 5.5 ミクロンから 80 ミクロンまでのアルミニウム箔」の輸入に関する ADD 追加措置が 2022 年 6 月 15 日まで延長された。 ネパールおよびバングラデシュ産のジュート製品の ADD 追加措置が 2022 年 8 月 31 日まで延長された。 	<p>Notification No. 8/2022-Customs (ADD)</p> <p>Notification No. 11/2022-Customs (ADD)</p>
5	ADD の除去	<ul style="list-style-type: none"> 中国からの 1,1,1,2-テトラフルオロエタンまたは R-134a の輸入 中国および欧州連合から輸出されるラーコーティング/プレペイントされた合金鋼または非合金鋼の平板製品 中国産または中国から輸出される PVC Flex Films 中国産または中国から輸出される「合金鋼の直尺の棒」 ブラジル、中国、ドイツから輸出される「非コバルト系高速度鋼」 中国、ベトナム、韓国から輸出される「アルミニウムまたは亜鉛の合金でメッキまたはコーティングされた鋼の平板圧延製品」 	<p>Notification No. 1 /2022-Customs (ADD)</p> <p>Notification No. 2 /2022-Customs (ADD)</p> <p>Notification No. 3/2022-Customs (ADD)</p> <p>Notification No. 5/2022-Customs (ADD)</p> <p>Notification No. 6/2022-Customs (ADD)</p> <p>Notification No. 7/2022-Customs (ADD)</p>

*GST および税関関連のすべての通知は、現在、<https://taxinformation.cbic.gov.in/> でホストされている。
 通達のための個別のハイパーリンクは用意されていない。

対外貿易政策 2015-20			
1	対外貿易政策および手続きハンドブック 2015-20 の延長について	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の「対外貿易政策 2015-20」の 2022 年 9 月 30 日までの延長 • 既存の「手続要覧 2015-20」の 2022 年 9 月 30 日までの延長 	<ul style="list-style-type: none"> • https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/f3e0536b-7935-4e6c-899e-00cf5e4532f1/Notification%20No%2064%20English.pdf Notification 64/2015-2020 • https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/3094e873-c96c-4c6f-bd63-d353bee94f9d/P%20N%2053%20English.pdf Public Notice No. 53/2015-2020
2	スクリップ制度における申請書の提出期限の延長について	インドからの商品輸出スキーム（2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの輸出分）、ROSC TL、ROSL、2%追加臨時インセンティブ（2020 年 1 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの輸出分）の申請書の最終提出日の延長	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/40592db2-e9e6-4a05-a081-d6c5bae25cf4/Notification%20No%2058%20dt%2007%2003%202022%20-%20English.pdf Notification 58/2015-2020
3	DGFT の共通デジタルプラットフォームによる会員登録証明書（RCMC）／登録証明書（RC）の提出・発行の義務化	2022 年 4 月 1 日より、DGFT の共通デジタルプラットフォームを通じての会員登録証明書（RCMC）／登録証明書（RC）の提出・発行が義務付けられる。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/a37c72ef-cdce-4dfe-9a63-a7d6486dc5eb/TN35.pdf Trade Notice No. 35/2021-2022
4	SCOMET ライセンス登録のためのオンライン申請および一般認可を受けた化学物質の輸出に関する事後報告のガイドラインについて 化学品および関連機器の輸出	2022 年 1 月 19 日からの化学品および関連機器の輸出に関する一般認可に基づく化学品の輸出に関する SCOMET ライセンスの一回登録および事後報告のためのオンライン申請書の提出に関するガイドラインの発表	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/8cd9f2c4-ec9e-4434-ace7-539f7112e17f/Trade%20Notice%2030%2013.01.2022-.pdf Trade Notice No. 30/2021-22

5	輸入政策の変更	ハイドロフルオロカーボン（HFCs）の輸入政策が「自由」から「制限付き」に変更された。輸入許可は関係当局の証明書に基づき発行される。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/77f8f957-4d2a-4077-a47f-132f9c5afbb6/Noti%2059%20Date%2009-03-2022%20Eng.pdf Notification 59/2015-2020
6	輸出政策の変更	ハイドロフルオロカーボン（HFCs）の輸出政策が「自由」から「制限付き」に変更された。輸出許可は関係当局の証明書に基づき発行される。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/b1e4b3f9-2932-4149-8607-952c5ad6f6c9/Noti%2062%20Eng.pdf Notification 62/2015-2020